

令和5年

保護者各位

まこと幼稚園長 山村 達夫

幼稚園における投薬・与薬の取り扱いについて

さて、標記の件につきまして、原則として、投薬が必要なお子様には、家庭で安静にすることをお願いいたしますが、保護者の方の仕事等の事情を考慮し、校医と相談の上、幼稚園における投薬・与薬について、下記のようなルールに従って取り扱います。また、未提出、未記入があった場合には、投薬・与薬はできません。ご理解とご協力をお願いします。

今回、添付して配布する資料は、与薬依頼書、投薬指示書の2枚で各用紙とも使用する時には、各自コピーしてお使いください。なお、ご不明な点がありましたら、幼稚園までお問い合わせください。

記

1、風邪などの軽微な症状における投薬

- ・薬は1回分の飲みきる分量（名前の記入をお願いします。）
- ・与薬依頼書（各自でコピーをしてご使用ください）
- ・薬に関する情報提供書の写し（初回のみ）

※この場合、医師と相談していただき、降園後ご自宅で服薬が可能であれば、誤薬等防止の観点からご依頼書をご遠慮いただきますようにご協力お願い申し上げます。

2、熱性けいれん等の予防投薬

- ・該当の薬
- ・投薬指示書（各自でコピーをしてご使用ください）
*医療機関に、記入を依頼してください。
- ・与薬依頼書（各自でコピーをしてご使用ください）
- ・薬に関する情報提供書の写し

3、慢性疾患における投薬

- ・該当の薬
- ・投薬指示書（各自でコピーをしてご使用ください）
*医療機関に、記入を依頼してください。
- ・与薬依頼書（各自でコピーをしてご使用ください）
- ・薬に関する情報提供書の写し

以上